



巻頭言

日本の環境技術をミャンマーへ

(独) 国際協力機構 ミャンマー事務所 所長 田 中 雅 彦

1. はじめに

2011年4月のテインセイン大統領率いる新政権発足以来、ミャンマーの政治経済はかつてないスピードで変化しています。もともとミャンマーは、肥沃な大地や天然ガスが存在する自然資源の豊かな国であり、アセアン第4位の人的資源(約6000万)を有する恵まれた国です。地政学的に見てもインドシナ半島の東西を横断する東西経済回廊の西側の玄関口であり、高い成長ポテンシャルを持つと長年いわれ続けてきました。

その反面、一人当たりGDPはメコン地域のなかで最も低く、道路や電気等の基礎インフラも整備が遅れ、保健や教育といった社会セクターの開発も域内で最低水準の状況が続いています。メコン地域の近隣諸国はじめアジアの国々が目覚ましい成長を果たしているなかで、一人ミャンマーだけが経済・社会発展の波に乗り切れない状況が続いてきたといっても過言ではありません。この背景には、20年以上も国際的な孤立を余儀なくされ、国際金融機関や開発援助のみならず民間投資や貿易の分野でも大きなハンディキャップを背負ってきたことがあげられます。

そのミャンマーも、今まさに大きな変革期を迎えています。政治面でのさまざまな民主化の動きはもちろんですが、経済面でも金融セクターの改革、貿易や投資に関する制度整備と障壁の緩和、インターネットや携帯電話の制約解除等、この20年間で経験したことの無いような変化が急激にかつ同時進行しています。

日本政府の対ミャンマー政策も加速度的に変化しています。本年4月にテインセイン大統領の訪日、11月のカンボジアでの首脳会談等を通じて、日本として過去の債務問題を解消し、500億円規模の新たな円借款の供与を発表しています。無償資金協力も2012年度中には200億円規模に達するべ

く準備中です(これは無償としては世界最大の対象国)。JICAもこれまで実施してきている教育、保健、農業、防災等の協力案件を着実に進めるとともに、社会基盤となるインフラの整備、少数民族支援等でも協力を展開していく予定です。インフラ支援については都市開発(ヤンゴン近郊のティラワ工業団地を含む)、電力、運輸を重点にミャンマーの経済動脈の整備に取り組む予定です。少数民族支援については、ミャンマー政府が63年ぶりに停戦協定を締結したカレン州を中心に、国内避難民や難民の帰還支援や地域開発計画策定を総合的に進めていく予定です。また、シャン州でもかつてコーカン地区でJICAが実施した総合農村開発を推進する予定であり、国民和解を開発援助の側面から支援したいと考えています。

現在ミャンマーで起こっている変化はこれからますます大きくなるでしょう。すべての人々が取り残されることなく、格差や環境破壊を生まない国づくりを支援することは、JICAにおいても重要なカギになるといえます。

2. 環境の視点から

上述の通り、ミャンマーへの経済協力も民間投資も増加の一途をたどるなか、環境の視点から常に状況をとらえ続けることは非常に大切です。ミャンマー政府自身も環境分野には大きな関心を払っており、国家として対処すべき重要課題の一つとして積極的な取り組みが始まっています。この背景には、軍事政権時代に大規模な環境破壊や住民移転問題等が発生し政府が十分対応できなかったという反省があります。事実、現在も中国企業等による鉱山開発、さらにはダウエー経済特区の開発等で、環境問題が大きく話題になっています。したがって環境問題に適切に対応できるかどうか、新政権に対する国民の信頼を獲得する上での試金石になっているといっても過言ではないでしょう。

政府の取り組みとしてまずあげられるのが、林業省を改組して環境に関する所掌を加え、2011年9月に環境保全林業省（Ministry of Environmental Conservation and Forestry）を立ち上げたことです。経済開放に向けて国を挙げて大きく舵をきるなか、諸外国からの積極的な投資は不可欠ではあるものの、それに伴って増加する環境負荷をいかにコントロールし、規制していくかは政府としても大きな課題となります。また、都市部・地方部に関わらずインフラ整備は必須であり、大規模な道路や橋梁の整備は国家の動脈として大きなポイントにはなりますが、地方開発の文脈での小規模インフラ開発、コミュニティレベルでの整備推進も、地域に住む人々の日々の暮らしを改善し、教育機関・医療機関へのアクセスを増やす等さまざまなレベルでの機会を増やすためにも肝要です。環境問題全般を所掌する省を正式に設立したところは、各国からも高く評価されています。

環境保全林業省の設立に続いて必要となるのは、法制度と運営実施体制の確立です。もっとも重要となる基本法ですが、2012年3月に環境保全法（Environmental Conservation Law）が制定されました。次の通り全14章で構成されています。

環境保全法の構成

第1章	名称および定義
第2章	目的
第3章	環境保全委員会の設置
第4章	環境保全林業省の権限と職責
第5章	環境関連での緊急事態
第6章	環境質基準
第7章	環境保全
第8章	都市環境管理
第9章	天然資源及び文化遺産の保全
第10章	許認可
第11章	保障
第12章	禁止事項
第13章	違反行為と罰則
第14章	雑則

この基本法は、全体で15ページ程の法律で、大きな枠組だけで構成されたものです。実際の施行については、環境保全実施細則（Environmental Conservation Rules）によって規定される予定で、同細則は現在（2012年11月段階）ミャンマー政府内で最終手続き中となっています。

運営実施体制については、環境保全林業省のなかで重要な役割を果たすのが環境保全局（Environmental Conservation Department）です。同

省の設置後から立ち上げが予定されていた局ですが、実際に予算配賦と職員配置が始まったのが2012年9月になってからという新しい局です。現在は本局のあるネピドーのみで40人程度の職員が配置されていますが、いずれは地方局もあわせて400人体制にするという計画になっています。

3. 日本/JICAの経験をいかした支援

環境問題に対して真摯に取り組みを進めようとしているミャンマー政府に対し、JICAとしても、可能な支援を実施したいと考えています。現時点でミャンマーの環境分野において支援が必要な分野は数多くあります。環境法制度はようやく実施細則が完成しつつある程度であり、規制基準や各種規程等の整備はこれからです。大気質や排水・排ガスをはじめとする環境基準も実態に即して設定すべきであり、今後のインフラ整備や民間投資において参照すべきEIAガイドラインも現在はADBのそれを参照しているところで、独自に作成するのは数年先となるでしょう。工業団地に関する環境規制も必要となります。立ち上がったばかりの環境保全林業省や環境保全局の能力強化も必須となるでしょう。

課題は多いですが、日本の経験やJICAでの特にアジア諸国への支援実績からミャンマーにとって最も適切と考えられる支援を、ミャンマー政府と共に考えつつ、先方の主体的取組を支えていくことが、今まさに必要とされているものだと思います。JICAはインドネシア、ベトナム、中国といった国々で環境管理に関するプロジェクトを展開してきた実績があり、成果・教訓を生かした案件形成・実施の観点からミャンマー環境分野の発展に大きく貢献できることでしょう。

冒頭でも述べましたように現在のミャンマーで生起している変化は急激で、政府内の制度・体制の更新も通常ではありえないようなスピード感があります。その流れに乗り遅れないようJICAとしても積極的な支援策を考案していくつもりです。とはいえ、拙速に進めるのも避けねばならず、基礎情報収集・分析や専門家同士での意見交換を通じて、ミャンマー側のニーズに即し、日本/JICAが現在のミャンマーに出来る最適な分野で支援が可能となるよう注力していく所存です。